

7, 外交官や将軍、副大統領の名や国名、CIA 等、その他

1) 文書番号 517, P41 日本側訪韓団の一人だけが墨塗り

別添(2)

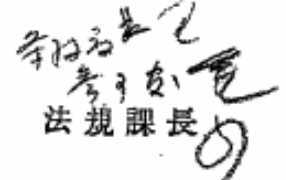
一行氏名		
団長	自民党衆議院議員	野田 卯一
団員	同	田中 龍夫
同	同	田中 角栄
同	同	田中 栄一
同	同	床次 徳二
同	同	福田 一
同	同	田中 長治郎
同	同	金子 岩三
外務省 アジア局長		伊藤 佑二郎
同	北東アジア課事務官	柳谷 謙介
同		堀 泰三

2) 文書番号 749, p1

海上保安庁の傍受電報)

(韓国警備艇 865 号艇の発した電報)によれば、

3) 文書番号 1142, 不開示が 8 頁開示

アジア局長  審議官  北東アジア課長  法規課長 	
李ライン水域における日本漁船の	
自衛隊による保護に関する件	
35-2-26 北東アジア課	
対韓強硬措置の一部として、	
本件を実施する場合の法律上の問題点について、 (まとい国内法上)	
2月26日 当課 池部及が渡辺両車務官が防衛庁に	
赴き、同庁麻生法判調査官及が安田部長の意見も	
聴取した。防衛庁見解の概要は下記のとおりである。	
記	
ユ、李ライン水域に自衛艦または航空機を出動せし	
め、漁船の保護に当らせるとは、自衛隊法が76条	



0263

外務省

(防衛出動) または 第 82 条 (海上における警備行動)

に基づくこととなるが、 第 76 条 が想定しているのは

「外部からの武力攻撃に際して、わが国を防衛す

るため必要がある場合であるから、本ラインにお

（現状）

ける漁船拿捕の如く、我々の領土に対して直接攻撃

が加えられている場合には、同条を発動するとは

難しい。従つて、第 1 段階としては、第 82 条に

基づく方が適当と考えられる。第 82 条に基き自

衛隊の行動に対して韓国側が軍隊を出動

せしめ、わが方自衛艦に攻撃を加えざる事態が

発生したときには、はいめて第 76 条による出動が可

能となる。

外務省

2. 第82条に基づいて自衛隊が出動する前に、海上保

衛庁による漁船保護措置がとられるべきである。(註1)

(1) 第82条は、「長官は、海上における人命若しくは財産の

保護又は治安の維持のため 特別の必要がある場

合には、^(内閣総理大臣の承認を得て、)自衛隊の部隊に海上において必要な

行動をとることを命ずることができ、旨規定してい

る^{が、}~~こと~~「海上における人命若しくは財産の保護」は

海上保安庁の任務でもあり^{ることは} (海上保安庁法第1条)

上は、「特別の必要がある場合」というのは、海上

保安庁の力をもってしては充分に目的を達することがで

きない場合と解される。従って、必ず海上保安庁に

よる漁船保護措置をとり、それが効果を挙げないと

外務省

せに、自衛隊の出動が考慮すべきである。

(ロ) また、政治的考慮よりしても、現在韓国側は海

岸警備隊しか出動^動していないので、この段階において

は、わが方が海上保安庁が漁船保護に当るのが相

当であり、自衛隊が出動^動すれば韓国側もこれに利

戦^動されて軍隊を出動させるべく、そうすると日韓間の

武力衝突対峙ないし衝突という事態を後局的にわが方

が誘発した結果となり得ると思われる。

(註I) 海上保安庁による漁船の保護^{実力による}については海上

保安庁の任務及び性格からみて、^{巡視}
^(同庁警備船が)外国の公船に対して実力

も行使するのは適当でないとの説もある。

3. 自衛隊が、第82条に基づいて行動する場合の武器

の使用については、自衛隊法第93条により、警職

法第7条の規定が準用されることになっている。^{すなわち}~~従って~~

武器の使用は、^(イ)「犯人の逮捕若しくは逃走の防止、自己

若しくは他人に対する防護又は公務執行に対する抵抗

の抑止のため必要であると認められる相当な理由のある場

合」「~~その事態~~」に依り合理的に必要と判断される限度に

おいてのみ許され、また、^(註2)(ロ)「正当防衛若しくは緊急避

難の場合……を除くは、人に危害を与えてはならない」

とになっている。^(註3)この点は海上保安庁による武器の

使用の制限と同じである。〔海上保安庁法第20条〕

従って、武器の使用は、漁船又は自衛艦(機)に緊急な危険

が加えられた場合に止むを置いた場合最少限度に行わ

るべきであつて、過剰防衛の問題が生じないように具体

の場合に応じた武器使用の基準を周知徹底しておく必

要があると思われる。また、武器の使用に至る前に、

韓国警備艇と我船の間に自衛艇を乗入れて、拿捕

を妨害する等の措置は、~~先ず~~ 4段によることができる。

(註2) 警防法分り条にいう正当防衛は、^{他人の場合と異なり} 単に刑法分
又は緊急避難は

36条にいう「急迫不正の侵害に対し自己又は他人の権利を

防衛する爲め己むことを得る」場合 又は 「自己又は他人

の生命、身体、財産に對する現在の危険を避くる爲め己む

ことを得る」場合に限らず、^(正当業務行為) 刑法分35条にいう「法令

又は正当の業務に因り爲した、行為としてより広範囲のこと

をさしうるのではなかという説がある。

(註3) 海上保安庁法第20条及び自衛隊法第93条の

規定(警職法第7条の準用)を、本件のような場合には、厳格

に適用するとの妥当性については、疑問なしとしたい。す

ては、警職法第7条は、警察官が犯人の逮捕若しくは

逃走の防止、~~又は~~ 自衛若しくは他人に対する防護又は公務執

行に対する抵抗の抑止のため必要な場合の規定であつ

警察官の所持する武器もヒストリであることを前提として、

3. ^{巡視艇及び}海上警備艇、自衛艇には砲を装備し

ている^{が、右規定は}。砲の使用を予想したものと~~考慮~~も考へうから

し、また、他に官憲の行為から日本国民の生命身体、財

産を保護する場合に適用するべきものかどうかも疑問。

4. なお、~~海上保安庁及び~~自衛隊の武器使用に関しては、

MSA協定による同協定従属武器の使用に関する制限

という問題があり、この点についても自衛隊の意見を

聴取したが、この問題は海上保安庁による武器使用

と共通する面が多く、かつ、MSA協定の解釈に俟たず

ので、海上保安庁、及び安全保障課の意見を総合

して別途とりまとめる予定である。

4)文書番号 1878, p1 英国筋、某、当地政庁 Mclehorse 政治顧問、駐韓国米大使
マコーノギー

P2 マコーノギー大使自身、彼の韓国着任、マコーノギー大使、米本国の訓令を仰
ぐ、マコーノギー大使、貴国、本国ではハーター国務長官、ポーレン顧問、就中
ニクソン副大統領あたりはマコーノギー大使、駐日マッカーサー大使も自ら

P3 在韓米国大使館政治部は米軍当局との連携の下に、マコーノギー大、米国政府、
米国当局、米国、マコーノギー大使が 4 回、在韓米国軍司令官、米側、マコ
ーノギー

P4 米国軍、親米的、米国側、米國務省、駐日マッカーサー大使、マコーノギー大
使、ポーレン顧問、クラーク、ヴァンフリート將軍等、米国、米国、親米派、
ニクソン

P5 マコーノギー大使、次は墨塗りのまま、米本国より 200 名の CIA 特務工作員、
米国、黄浦系軍人